

神戸町まちづくり活動助成金の Q&A

●助成の対象となる事業について

Q1. この制度の目的は?

A1. 神戸町内で活動する(しようとする)団体が、主体的に継続的に、地域の活性化を目的に実施する、営利を目的としない事業に対し、その資金を助成するものです。具体的には、賑わいを創出するイベントや、人とのコミュニティづくりなどを助成の対象として想定しています。

特に、単年度で終わるのではなく、長期的に継続する予定の事業を重視します。

Q2. 参加費を徴収するなど、有料で行う事業は、対象になりますか?

A2. 参加費を徴収する事業も対象となります。ただし、営利目的の事業は対象となりません。また、今回の事業は営利にはならないが、将来的に団体の営利に繋がると考えられる事業についても対象といたしません。なお、徴収した参加費は、予算書及び決算書の収入に記載してください。

Q3. 自治会が行っている事業(慣行的事業、夏祭り、運動会、子ども会行事)は対象になりますか?

A3. 自治会の事業は、特定の地域の住民のみが参加するため、当事業の対象にはなりません。

Q4. 事業内容が特殊で、事業費の大半が委託料となる事業は対象になりますか?

A4. この事業は、住民自らが考え、自らが実践する事業を対象としていることから、団体構成員の活動や役割がなく、事業の大半を他に委託する事業は、対象になりません。なお、不明な点は申請前にご相談ください。

Q5. 町以外の他の機関等から補助金を受ける事業は対象になりますか?

A5. 対象となります。町からの補助金や、報償等を受ける(受ける見込み)事業については、

対象になりません。

Q6. 団体の「運営」にあたり、町から補助金をもらっていますが、申請できますか？

A6. 当事業の対象団体は、「町からの補助金を受けていない団体であること」となっていますので、当制度の対象外となります。

Q7. 町外で実施する事業は申請できますか？

A7. できません。補助金の対象は町内で行われる事業に限ります。

Q8. 勉強会は対象になりますか？

A8. 同じ意識を持った仲間内で定期的に集まるものについては、構成員のためとなるので、対象なりません。

Q9. 趣味の団体の活動も対象になりますか？

A9. 普段行う作品の制作活動や技術を磨く練習活動、その作品の成果を発表したり、試したりする活動、構成員を募集する活動は対象となりません。ただし、このような活動を通して得た技術や成果を活かして、公益性のある事業を実施する場合は、対象となる場合があります。

また、スポーツ団体等が主催し、特定の種目の団体が参加して行う大会等についても「対象者が限定されている」とみなし、対象外となります。不特定多数に対して呼び込みを行い、競技の普及を広く図ることを目的としたイベント等であれば対象とします。

●助成の対象となる経費について

Q1. 助成の対象となる経費はどのようなものですか？

A1. 事業の実施に必要不可欠な経費で、講師等謝礼、消耗品費及び原材料費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、使用料、その他町長が適当と認めたものです。
詳しくは、事業概要（要綱）をご覧ください。

Q2. 事業が採択された場合、事業に要する費用は、必ず交付されますか？

A2. 採択された事業に関して、助成の対象となる経費は、事業が終了した後に提出される実績報告の内容を審査したうえで決定されます。計画と実績に相違がある場合や、事業費の中に補助対象と認められない経費がある場合には、採択した事業予算より低い金額で交付額が確定することがあります。

Q3. イベントなどで、スタッフの揃いのTシャツを作成する費用は対象になりますか？

A3. 揃いのスタッフTシャツなど、無くても事業が実施できる選択的な経費については、対象になりません。

Q4. 講師等謝礼の領収書は必要ですか？

A4. 原則として事業の実施にかかった全ての経費について、領収書が必要となります。講師等謝礼についても、日付、宛名、ただし書き、印鑑又はサインがある領収証を添付してください。

●助成金の応募について

Q1. 1団体が複数の事業を申請してもいいですか？

A1. 1団体につき、1事業までお願いします。

Q2. 助成は何年受けられますか？また、同じ事業を毎年繰り返し申請することはできます

A2. 同一の関連した事業では、継続して3年までは認められます。ただし、申請は、毎年行っていただきますし、審査結果によっては、助成金額も変動する場合もあります。また、助成金が活用できなくなった際に、事業を継続できないといった状況にしないためにも、事業の賛同者からの協賛金や寄附金、参加者からの負担金も考慮するなど、自立した事業継続を目指してください。

Q3. 同一とみなされる団体とは？

A3. 団体の代表者が同じ場合は、同一の団体とみなします。また、団体の代表者が異なる場合であっても、構成員の半数以上が重複し、活動内容が類似している団体も同一とみなします。

●申請書類について

Q1. 助成金の手続きが不慣れなのですが…

A1. 提出書類の作成については、まちづくり戦略課がアドバイスをさせていただきます。些細なことでも結構ですので、お問い合わせください。

Q2. 申請書類は、返してもらえますか？

A2. 提出していただいた書類は、お返しません。必要に応じて事前にコピーをとっておいてください。

Q3. 新しく団体を設立して申請する予定ですが、規約は必要ですか？

A3. 助成金を交付するうえで、団体の活動目的や運営方法などについて確認するため、必要となります。規約の作り方についてお困りの方は、まちづくり戦略課までお問い合わせください。

●審査について

Q1. プレゼンテーションについて、教えてください。

A1. 書類審査を通過した団体は、町長・部長級職員で構成された審査会において、提案した内容を直接伝え、活動内容を知ってもらう機会です。ご説明いただいた後に、審査委員からの質疑にも応じていただきます。プレゼンの方法は、パソコン（パワーポイント等）を使用するなど、応募団体が自由に行うことができます。欠席した場合は、事業採択はされません。

●事業の実施について

Q1. 申請書に記載していない支出をしたり、事業計画を途中で変更することはできますか？

A1. 原則として、一度審査会で承認を得た補助金を申請書に記載していなかった経費に使うことは交付決定額の範囲内であっても認められません。ただし、補助対象として認められた経費の範囲内において、軽微な変更や事業を効果的に行う上で必要な変更は認められる場合があります。交付決定後に、事業計画や補助金の使い方の変更を検討する場合は、必ず事前にまちづくり戦略課にご相談ください。

Q2. 当初の計画より事業額が多くなってしまった場合は、どうなりますか？

A2. 採択した助成金額が上限となります。その上限を超えた部分は、団体が負担することになります。また、当初の計画より支出が少なくなった場合、助成金は減額します。

Q3. 事業終了後はどうすればよいですか？

A3. 事業が終了したときは、事業終了後速やかに、「実績報告書」を提出してください。

Q4. 助成事業として採択されると、いつ助成金が交付されるのですか？

A4. 助成金交付申請書の提出後、審査を経て、町からの交付決定通知を送付します。助成金は、事業実施後となります。

Q5. 助成対象者の要件に「代表者を含む5人以上の構成員で組織され」とあるが、3名では認められませんか。

A5. 町民の方々が、地域の課題を解決するために取り組みを行うのには組織化が必要と考えます。そのため、代表者及び構成員の過半数が町内に住所を有し、かつ居住する者とさせていただいています。

Q6. 補助金の振込口座は個人の口座でもよいですか？

A6. 団体名の入った口座に振り込みします。しかし、団体で口座を持たない場合は、団体代表者もしくは会計担当者の個人口座でも構いません。

●その他

Q1. 印刷物に補助金の交付を受けていると表示してもよいですか？

A1. 事業を行っていることを地域に知らうための印刷物等には、『この事業は、神戸町まちづくり活動助成金を受けています』と、表示を行ってください。

Q2. このまちづくり活動助成金の交付を受けたことで、町からの「後援」と捉えていいですか？

A2. 「まちづくり活動助成金」の交付を受けても「後援」とはなりません。町や教育委員会からの「後援」については、別途後援申請を提出してください。